

入札・契約制度の改正について

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事においては、下請金額にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳の作成・発注者への写しの提出が義務付けられることから、「専門工事業者選定通知書」について下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

「専門工事業者選定通知書」の取扱いについて

■平成27年4月1日以降の取扱い■

①平成27年4月1日以降に契約を締結する工事

原則として「専門工事業者選定通知書」の提出は要さないものとします。

※告示した時期によっては、監督員から指示等があります。

②平成27年3月31日以前に契約を締結した工事のうち、下請金額の総額が3,000万円以上（建築工種は4,500万円以上）の工事について

原則として「専門工事業者選定通知書」の提出は要さないものとします。

※4月1日以降、監督員から指示等があります。

③平成27年3月31日以前に契約を締結した工事のうち、上記②に該当しない工事について

現行どおり

※契約金額2,500万円以上の工事において1次下請企業を選定した場合 及び 設計金額250万円超の工事において市外企業を1次下請企業に選定した場合に提出してください。